

2 調査の概要

2. 1 道路交通センサス一般交通量調査の概要

全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査は、原則として一般都道府県道以上の全路線を対象として実施するもので、道路状況調査、交通量調査及び旅行速度調査から構成される。

① 道路状況調査

各調査区間における平成 22 年 4 月 1 日現在の道路状況及び交通管理について調査する。

② 交通量調査（12 時間もしくは 24 時間）

各調査区間ごとに代表的な地点（自動車起終点調査の発集量照査箇所（市区境界）あるいは過年度調査箇所）を選び、この地点を通過する秋季交通量を車種別・時間帯別・方向別に調査する。

③ 旅行速度調査

各調査区間における秋季旅行速度（混雑時及び昼間非混雑時）を方向別に調査する。

本報告書は、このうち交通量調査関係を中心に、道路状況調査と旅行速度調査の成果の一部を抜粋して取りまとめたものである。各調査項目の概要については次項のとおりである。

2. 2 道路状況調査の概要

道路状況調査は、センサス対象路線の横断面構成や沿道状況等について調べるもので、路線を道路状況調査単位区間に分割し、この区間ごとにデータを整理する。

調査は、道路統計年報など他の統計調査結果と比較できる平成 22 年 4 月 1 日現在の状況を基本に行う。

調査項目を表－4 に示す。

2. 3 交通量調査の概要

交通量調査は、年間の平均的な交通量を把握するため、交通量の変動の少ない秋季に 1 回調査する。休日については、多摩山間部、島嶼部及び機械観測（常時観測）箇所のみ実施する。

観測方法は観測員による人手観測を基本とし、車種別・方向別・時間帯別に、平日は午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間、もしくは翌日午前 7 時までの 24 時間観測を、休日は午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間、もしくは午前 0 時から翌日午前 0 時までの 24 時間観測する。観測地点数内訳を表－5 に示す。

通行車両等は、歩行者類、自転車類、動力付き二輪車及び自動車類（4 区分）に分類し観測する。通行車両等の分類を表－6 に示す。集計にあたっては、車種区分に加えて、形態別（大型車類・小型車類）の集計区分を設けている。これらの関係を表－7 に示す。

2. 4 旅行速度調査の概要

旅行速度調査は、各調査区間における走行実態、渋滞状況等を把握するため、民間事業者等が収集した一般車プローブデータを活用して、混雑時（7～9 時、17～19 時）及び昼間非混雑時（9～17 時）について方向別に調査する。

プローブデータのない島嶼部については、調査車両（プローブカー）を実走行させて旅行速度データを取得する。

表-4 道路状況調査項目

(1) 道路状況調査単位区間延長	⑩ 自転車道代表幅員
(2) 改良済み区間延長(規格改良済み延長)、5.5m 以上改良済み 区間延長	(6) バス路線延長
(3) 幅員構成	(7) 信号交差点数
① 道路部幅員	(8) 信号のない交差点数
② 車道部幅員	(9) 代表信号交差点[3車線以上または一方通行2車線以上]
③ 車道幅員	① 信号サイクル長及び青時間
④ 中央帯幅員	② 右折専用車線の有無等
⑤ 歩道幅員	③ 代表信号交差点名
⑥ 自転車道幅員	(10) 鉄道との平面交差箇所数
⑦ 停車帯等幅員	(11) 指定最高速度
(4) 車線数	(12) 付加車線及び登坂車線設置箇所数
(5) 交通安全施設等	(13) 代表沿道状況
① 歩道設置延長	(14) 中央分離帯
② うち自転車歩行者道設置延長	① 中央分離帯の種類
③ 自転車道設置延長	② 中央分離帯の設置状況
④ 自転車レーン設置延長	(15) バス専用・優先レーンの有無
⑤ 両側歩道設置延長	(16) 軌道の有無
⑥ うち両側自転車歩行者道設置延長	(17) 自転車通行可能区分
⑦ 両側自転車道設置延長	(18) 異常気象時等通行規制区分
⑧ 両側自転車レーン設置延長	(19) リバーシブルレーン運用の有無
⑨ 歩道代表幅員	(20) アクセスコントロール

表-5 交通量観測地点数内訳表(平日、休日)

上段は平日、下段は休日を示す
()内は24時間観測地点数

道路種別 調査実施機関	区 部									市 郡 部						合計	
	高 速 自 動 車 国 道	都 市 高 速 道 路	一 般 国 道			都 道			区 部 計	高 速 自 動 車 国 道	一 般 国 道			都 道			市 郡 部 計
			自 動 車 専 用 路	指 定 区 間	指 定 区 間 外	主 要 地 方 道	一 般 都 道	特 例 都 道			自 動 車 専 用 路	指 定 区 間	指 定 区 間 外	主 要 地 方 道	一 般 都 道		
東日本高速道路 株 式 会 社	3 (3)		3 (3)	2 (2)					8 (8)	1 (1)	4 (4)					5 (5)	13 (13)
	3 (3)		3 (3)	2 (2)					8 (8)	1 (1)	4 (4)					5 (5)	13 (13)
中日本高速道路 株 式 会 社	1 (1)								1 (1)	7 (7)	5 (5)					12 (12)	13 (13)
	1 (1)								1 (1)	7 (7)	5 (5)					12 (12)	13 (13)
首都高速道路 株 式 会 社		136 (136)							136 (136)							0 (0)	136 (136)
		0 (0)							0 (0)							0 (0)	0 (0)
国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局 東 京 国 道 事 務 所				65 (65)	3 (1)	119 (9)	13 (0)	95 (0)	295 (75)			14 (13)	2 (0)	92 (3)	64 (0)	172 (16)	467 (91)
				0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
東 京 都 建 設 局					5 (0)	42 (7)	5 (0)	30 (0)	82 (7)				7 (0)	43 (3)	78 (2)	128 (5)	210 (12)
					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				4 (0)	18 (1)	43 (0)	65 (1)	65 (1)
合 計	4 (4)	136 (136)	3 (3)	67 (67)	8 (1)	161 (16)	18 (0)	125 (0)	522 (227)	8 (8)	9 (9)	14 (13)	9 (0)	135 (6)	142 (2)	317 (38)	839 (265)
	4 (4)	0 (0)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	8 (8)	9 (9)	0 (0)	4 (0)	18 (1)	43 (0)	82 (18)	91 (27)

表-6(1) 交通量調査における通行車両等の分類

(1) 歩行者類

・対象とするもの

歩いている人、走っている人、身体障害者用車いすに乗っている人、乳母車を押す人、小児用の車(小児用三輪車、6歳未満の者が乗車する自転車で、かつ、走行、制動操作が簡単で速度が4～8km/h程度しか出せない自転車)に乗っている人、動力付き二輪車又は二輪若しくは三輪車の自転車(これらの車両で側車付きのもの及び他の車両をけん引しているものを除く。)を押して歩いている人、親に手を引かれている子供、ローラースケート等によって通行している人、買物車(ショッピングカート)を引いている人。

・対象としないもの

軽車両(リヤカー、牛馬車等)を引いている人、背負われている子供、乳母車の中にいる子供、路上で遊んでいる人、デモ隊、葬列、通園・通学途中でない教師等に引率された学生・生徒・園児の隊列。

(2) 自転車類

自転車とは、ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車(レールにより運転する車を除く。)であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの(道路交通法第2条第1項第11の2号)とし、二輪のものに限らない。リヤカー等を引く自転車は自転車類に含む。

(3) 動力付き二輪車類

道路交通法施行規則第2条に規定する「大型自動二輪車」、「普通自動二輪車」、道路交通法第2条第1項第10号に規定する「原

付自転車」及びその他の二輪の自動車とする。側車付きのもの及び他の車両をけん引しているものを含む。

(4) 乗用車

1)ナンバープレートの塗色が黄地に黒文字(自家用)または黒地に黄文字(営業用)であり、かつ分類番号が50～59の自動車。〔軽乗用車〕

(注)昭和48年10月1日以前に届出した軽乗用車には、白地に青又は青地に白の小型ナンバープレートで分類番号が3及び33又は8及び88のものがあり、当分の間、これらも軽乗用車として観測する。

2)分類番号が3、30～39及び300～399の自動車。〔普通乗用自動車〕

3)分類番号が5、50～59及び500～599、7、70～79及び700～799の自動車。〔小型乗用自動車〕

(5) バス

分類番号が2、20～29及び200～299の自動車。

(6) 小型貨物車

1)ナンバープレートの塗色が黄地に黒文字(自家用)または黒地に黄文字(営業用)であり、かつ分類番号が40～49の自動車。〔軽貨物車〕

(注)昭和48年10月1日以前に届出した軽貨物車には、白地に青又は青地に白の小型ナンバープレートで分類番号が3及び33又は6及び66のものがあり、当分の間、これらも軽貨物車として観測する。

表－6(2) 交通量調査における通行車両等の分類

<p>2)分類番号が 4、40～49 及び 400～499、6、60～69 及び 600～699 の自動車。〔小型貨物自動車〕</p>
<p>(7) 普通貨物車</p>
<p>1)分類番号が 1、10～19 及び 100～199 の自動車。〔普通貨物自動車〕</p>
<p>2)分類番号が 8、80～89 及び 800～899 の自動車。〔特種用途自動車〕</p>
<p>・特種用途自動車とは、特種の目的に使用され、かつその目的遂行に必要な構造装置をそなえたもので、緊急自動車、タンク車、撒水車、霊柩車、放送宣伝車、クレーン車等がある。</p>
<p>3)分類番号が 9、90～99 及び 900～999、0、00～09 及び 000～099 の自動車。〔特殊自動車〕</p>
<p>・特殊自動車とは、キャタピラを有する自動車、ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、スタビライザ等をいう。荷物車、故障車等をけん引していく場合は、けん引車だけを調査の対象とし、被けん引車は数えない。</p>
<p>外交官用車両(外交団用、領事団用、代表部用)、在日米軍用車両、自衛隊用車両、臨時運行車両、回送運行車両等独自の番号を付しているものは、それぞれの形態、使用目的に応じて車種を想定し、上記の自動車類に含めて観測するものとする。</p>

表－7 自動車類の車種区分

車種区分 (4車種)	集計区分 (形態別)
バス	大型車類
普通貨物車	
乗用車	小型車類
小型貨物車	